

|                                          |               |
|------------------------------------------|---------------|
| 令和 8 年 8 月 5 日                           | 参考<br>資料<br>1 |
| 第 4 回 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の在り方に関する検討会 |               |

# 事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する 検討会報告書の概要（案）

第 4 回事業場における労働者の健康保持増進の在り方等に関する検討会

厚生労働省 労働基準局安全衛生部  
労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会報告書（案）

## 1 検討会の趣旨

- 政府において、がん検診の推進等を通じた「攻めの予防医療」を進めるに際して、労働者については、労働安全衛生法第 69 条の健康保持増進措置の枠組みを活用し、事業場における疾病の早期発見・早期治療の取組の強化等を図る必要がある。
- このため、安衛法第 70 条の第 2 第 1 項の規定に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「THP※指針」という。）」をはじめとした事業場における労働者の健康保持増進の在り方等について検討を行った。

※Total Health Promotion Plan

## 2 報告書概要

### 1. 2次予防の推進

- ・労働者の健康保持増進は、生活習慣改善等による疾病の発症予防（以下「1次予防」という。）を主として取り組むが、疾病の早期発見や早期治療（以下「2次予防」という。）を行うことで、さらに疾病の発症や重症化を予防することができることが期待され2次予防の取組も推進するべき。
- ・業務起因性が必ずしも認められない疾病の2次予防については、必ずしも事業者のみが推進の責務を負うものではないが、労働者の健康への投資が経営にも資するとの理解の下、それぞれの事業場の実情に応じて創意工夫して進めていくことが適当。

### 2. 2次予防の対象となる疾病

- ・2次予防の対象となる疾病には、がん、女性特有の健康課題（月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等）、歯科疾患、骨粗しょう症及び眼科疾患（以下「がん等」という。）といった健康課題を含むものとすべき。

### 3. 2次予防の推進に向けた医療保険者や地域保健とのさらなる連携を推進

- ・2次予防の推進に当たっては、医療保険者や地域保健とのさらなる連携が必要。

### 4. がん等に関する健康教育

- ・労働者が科学的根拠等を踏まえた正しい理解に基づくがん等の予防や検診受診が行われるよう健康教育を実施する必要。

### 5. 2次予防の取組内容

- ・2. に掲げるがん等に係る検査（以下「がん検診等」という。）及びその結果に基づく精密検査の受診勧奨が考えられ、その取組方法としては、以下のものがある。
  - ①事業者又は保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用した検診等の受診機会の提供
  - ②労働者の居住する市町村において実施されているがん検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等
- ・上記の検診等の受診やその結果に応じた精密検査の受診勧奨を推進するために、効果的な方法を示すべき。

### 6. 2次予防の取組における精度管理等

- ・2次予防の取組のためのがん検診等の機会の提供に当たっては、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号）における健診及び検診に関するプログラムに係る要件及びがん検診等を含む健康診査の精度管理等について留意する必要。

### 7. 治療と就業の両立支援の更なる推進

- ・疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援の取組を推進することが重要。

## 3 検討を踏まえた国の今後の取組

### ○改正THP指針に基づく取組の更なる推進

- ・非正規労働者も含めたすべての労働者の健康増進が進むよう、産業保健総合支援センターや労働災害防止団体等と連携
- ・経済産業省が推進する健康経営との連携等、手引きの改定等を通じてがん等の予防等の健康教育に係る教材等の情報提供

### ○治療と就業の両立支援の更なる推進

- ・「治療と就業の両立支援指針（令和8年2月10日厚生労働省告示第28号）」に基づき、事業場における治療と就業の両立支援の取組を更に推進する。

### ○改正THP指針の取組状況のフォローアップ（事業所調査）

- ・事業場におけるTHP指針の取組状況を把握するため、本検討会の議論を踏まえつつ、企業規模や地域ごとのがん検診等の取組状況等に係る調査を行う。

# 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」改正概要（案）

- 指針の健康保持増進措置の範囲をがん検診等の2次予防まで拡大し、検診等の機会提供の方法等を具体的に規定
- 治療と仕事の両立支援を指針上に明記し、両立支援の更なる推進を図る。
- 就業形態にかかわらず全ての労働者が対象であることを明確化
- 労働者にデジタルツール等を活用し、自身の保健医療情報（PHR: Personal Health Record）の把握に努めるよう促すことを明記

## がん検診等の2次予防の推進

### 指針の健康保持増進措置の範囲を拡大し、がん検診等の2次予防が含まれることを明確化

- 健康診断等による疾病の早期発見や早期治療（2次予防）も健康保持増進対策の一環として取り組むことを明記
- 2次予防の対象となる疾病には、がん、女性特有の健康課題（月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等）、歯科疾患、骨粗しょう症及び眼科疾患（以下「がん等」という。）といった健康課題を含むことを明記
- 健康経営などの労働生産性向上の観点健康確保増進措置の中に明確に位置づけ

### がん検診等の具体的な取組内容

- ・がん等に係る検査（以下「がん検診等」という。）及びその結果に基づく精密検査の受診勧奨
- ・その取組方法としては、以下のものを明示。
  - ①事業者自ら又は医療保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用したがん検診等の受診機会の提供
  - ②労働者の居住する市町村において実施されているがん検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等
- ・上記のがん検診等の受診やその結果に応じた精密検査の受診勧奨を推進するために、効果的な方法を明示。
- ・健診及び検診に関するプログラムに係る要件及びがん検診等を含めた健康診査の精度管理等の留意事項を記載

### がん等に関する健康教育

- ・科学的根拠等を踏まえたがん等の予防や検診受診が行われるよう、健康教育の内容・対象者や留意事項を明記。

### 2次予防の推進に向けた医療保険者や地域保健とのさらなる連携を推進

- ・医療保険者や地域保健とのさらなる連携のため、医療保険者等と連携した健康診断や健康保持増進措置の重要性を明記。

## 治療と仕事の両立支援の更なる推進

- ・疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援の取組との関係を明記

# 事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会

## 1 目的

高齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、政府において、がん検診の推進等を通じた「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととされている。

労働者については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という。）第69条の健康保持増進措置の枠組みを活用し、事業場における疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図るとともに、疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援（※）につなげていく必要がある。

こうした一連の流れを円滑に進めていくため、安衛法第70条の2第1項の規定に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号。以下「THP指針」という。）」の在り方等を検討する。

※労働施策総合推進法（昭和41年法律第132号）の改正により、事業主に取組を努力義務化（令和8年4月1日施行）

## 2 検討内容

- （１）労働を取り巻く環境の変化を踏まえたTHP指針の在り方等について
- （２）その他関連する事項について

## 3 構成員名簿

|       |                         |       |                                  |
|-------|-------------------------|-------|----------------------------------|
| 漆原 肇  | 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長 | 立石清一郎 | 産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授      |
| 及川 勝  | 全国中小企業団体中央会常務理事         |       |                                  |
| 大須賀 穰 | 帝京大学臨床研究センター教授          | 立道 昌幸 | 東海大学医学部客員教授                      |
| 岡村 智教 | 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授     | 古井 祐司 | 東京大学未来ビジョン研究センターデータヘルス研究ユニット特任教授 |
| 亀澤 典子 | 公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事   |       |                                  |
| 清田 素弘 | 日本商工会議所産業政策第二担当部長       | 松岡かおり | 公益社団法人日本医師会常任理事                  |
| 鈴木 重也 | 一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長  | 武藤 繁貴 | 公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会理事           |
| 高田 礼子 | 聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授    | 森 晃爾  | 産業医科大学名誉教授                       |